



# 宮 崎 県 公 報

平成29年6月29日(木曜日) 第 2907 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法に基づく施術者の指定……………(福祉保健課) 1
- 特定計量器の定期検査の実施……………(商工政策課) 1
- 道路の区域の変更(7件)……………(道路保全課) 2
- 道路の供用の開始(8件)……………( “ ) 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 5

### 公 告

- 土地改良区の役員の就退任の届出(2件)……(農村整備課) 5
- 土地改良区の役員の退任の届出……………( “ ) 6
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………(管理課) 6

### 病院局公告

- 入札公告……………7

### 選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………8
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………8

## 告 示

### 宮崎県告示第 404号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成29年6月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
森久 浩行 (東洋はり灸整骨院はるひ)	西都市妻1665-1	平成29年6月1日
渡邊 美菜 (東洋はり灸整骨院はるひ)	西都市妻1665-1	平成29年6月14日
岩切 広安 (東洋はり灸整骨院はるひ)	西都市妻1665-1	平成29年6月14日
福嶋 英士朗 (鍼灸マッサージ院きやん)	都城市吉尾町6218番地 マンションシャトル 102号	平成29年6月8日

### 宮崎県告示第 405号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。ただし、特定計量器が特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号のいずれかに該当する場合は、平成29年11月1日から平成29年11月30日までの間に当該特定計量器の定期検査を当該特定計量器の所在の場所で実施する。

平成29年6月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

対象となる特定計量器	検査期日	検査受付時間	検査場所	検査区域
質量計	8月2日	午前11時から 午後5時まで	えびの市役所真幸出張所	えびの市全域
	8月3日	午前9時から 午後5時まで	えびの市役所	えびの市全域
	8月4日	午前9時から 午後2時30分まで	飯野地区コミュニティセンター	えびの市全域
	8月2日から9月29日まで	午前8時30分から 午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	えびの市全域
質量計	8月16日	午後1時から 午後5時まで	椎葉村役場	椎葉村全域
	8月17日	午前9時30分から 正午まで	諸塚村中央公民館	諸塚村全域
	8月17日	午後2時から 午後5時まで	北郷区林業センター1階研修室	美郷町全域
	8月18日	午前9時から 午前11時まで	西郷区ニューホープセンター	美郷町全域
	8月18日	正午から 午後2時まで	南郷区多目的センター	美郷町全域
	8月16日から9月	午前8時30分から 午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	椎葉村、諸塚村、

	29日まで			美郷町全域
質量計	8月23日	午前11時から 午後5時まで	門川町役場	門川町全域
	8月24日	午前9時から 午後5時まで	日向市中央公民館	日向市全域
	8月25日	午前9時から 午後2時まで	日向市役所東郷総合支所	日向市全域
	8月23日から9月29日まで	午前8時30分から 午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	門川町、日向市全域
質量計	9月14日	午前11時から 午後2時まで	延岡市北浦総合支所	延岡市北方町、北川町、北浦町全域
	9月14日	午後2時30分から 午後5時まで	延岡市北川総合支所	
	9月15日	午前9時30分から 午後1時まで	延岡市北方総合支所	
	9月14日から10月31日まで	午前8時30分から 午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	

備考

検査期日は、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

宮崎県告示第 406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年6月29日から平成29年7月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年6月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 2 65号	小林市須木中原柚園国有林2075林班そ小班から同市須木中原柚園国有林2075林班れ小班まで	旧	6.3～24.2	345.1
				新	6.3～47.9	345.1

宮崎県告示第 407号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年6月29日から平成29年7月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年6月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 2 65号	小林市須木中原重永国有林2078林班い小班から同市須木中原重永国有林2078林班は小班まで	旧	4.9～19.8	137.0
				新	7.3～47.3	137.0

宮崎県告示第 408号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年6月29日から平成29年7月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年6月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 2 68号	宮崎市高岡町浦之名字古宮田1081番3地先から同市同町浦之名同字1084番3地先まで	旧	14.2～22.1	58.5
				新	14.0～17.4	58.5

宮崎県告示第 409号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年6月29日から平成29年7月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年6月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
46	県道	高城山	都城市高城	旧	13.3～	173.3

	田線	町穂満坊字大丸1190番2地先から同市同町穂満坊同字1198番1地先まで		17.4	
			新	13.3～19.2	173.3

**宮崎県告示第 410号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年 6 月29日から平成29年 7 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 6 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
307	県道	尾鈴川南停車場線	児湯郡川南町大字川南字牧平5516番2地先から同郡同町同大字字細原5531番地先まで	旧	4.6～36.5	367.6
				新	9.2～39.5	367.6

**宮崎県告示第 411号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年 6 月29日から平成29年 7 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 6 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
401	県道	奈佐木高岡線	小林市須木内山奈佐木国有林 292林班イ小班から小林市須木内山字神ノ原4964番16地先まで	旧	4.1～21.9	690.0
					9.3～55.8	623.8
				新	9.3～48.8	623.8

**宮崎県告示第 412号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道

路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年 6 月29日から平成29年 7 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 6 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
434	県道	風田星倉線	日南市大字東弁分字船石甲1376番5地先から同市同大字同字甲1376番1地先まで	旧	10.8～10.9	26.0
				新	28.5～34.2	26.0

**宮崎県告示第 413号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年 6 月29日から平成29年 7 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 6 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 265号	小林市須木中原柚園国有林2075林班そ小班から同市須木中原柚園国有林2075林班れ小班まで	平成29年 6 月29日

**宮崎県告示第 414号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年 6 月29日から平成29年 7 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 6 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 265号	小林市須木中原重永国	平成29年 6 月29日

有林2078林  
班い小班か  
ら同市須木  
中原重永国  
有林2078林  
班は小班ま  
で

**宮崎県告示第 415号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年 6 月29日から平成29年 7 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 6 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 68号	宮崎市高岡 町浦之名字 古宮田1081 番 3 地先か ら同市同町 浦之名同字 1084番 3 地 先まで	平成29年 6 月29日

**宮崎県告示第 416号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年 6 月29日から平成29年 7 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 6 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字方川 966番 3 地 先から同郡 同村同大字 同字 972番 3 地先まで	平成29年 6 月29日

**宮崎県告示第 417号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年 6 月29日から平成29年 7 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 6 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡椎 葉村大字松 尾字小ヶ倉 975番61地 先から同郡 同村同大字 同字 975番 2 地先まで	平成29年 6 月29日

**宮崎県告示第 418号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年 6 月29日から平成29年 7 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 6 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
46	県道	高城山 田線	都城市高城 町穂満坊字 大丸1190番 2 地先から 同市同町穂 満坊同字11 98番 1 地先 まで	平成29年 6 月29日

**宮崎県告示第 419号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年 6 月29日から平成29年 7 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 6 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
307	県道	尾鈴川 南停車場線	児湯郡川南 町大字川南 字牧平5516 番 2 地先か	平成29年 6 月29日

ら同郡同町  
同大字字細  
原5531番地  
先まで

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、南平土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成29年 6 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県告示第 420号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年 6 月 29 日から平成29年 7 月 13 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 6 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
434	県道	風田星 倉線	日南市大字 東弁分字船 石甲1376番 5 地先から 同市同大字 同字1376番 1 地先まで	平成29年 6 月 29 日

## 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	竹 次 純 逸	西臼杵郡高千穂町大字田原1785番地

（任期：平成30年 3 月 31 日まで）

## 2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	竹 次 純 夫	西臼杵郡高千穂町大字田原1785番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、宮崎市南部土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成29年 6 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県告示第 421号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成29年 6 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 三足地区

## (1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱12号を結んだ線により囲まれた土地の区域

## (2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	延岡市北川町長井字三足谷7425- 2
2	” ” ” ” 7424- 2
3	” ” ” 字三足7318- 26
4	” ” ” ” 7318- 26
5	” ” ” ” 7318- 30
6	” ” ” ” 7318- 13
7	” ” ” ” 7318- 13
8	” ” ” ” 7318- 13
9	” ” ” 字三足谷7414- 2
10	” ” ” 字三足7318- 29
11	” ” ” 字三足谷7424- 3
12	” ” ” ” 7425- 1

## 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	岩 切 秀 夫	宮崎市大字熊野1399番地
理 事	日 高 勝 敏	宮崎市大字本郷南方2984番地
理 事	鬼 束 政 成	宮崎市大字郡司分丙9576番地 1
理 事	谷 口 忠 彦	宮崎市大字加江田3365番地 2
理 事	吉 田 裕 俊	宮崎市大字田吉 840番地 2
理 事	平 木 正 利	宮崎市大字郡司分乙 889番地
理 事	平 原 良 一	宮崎市大字本郷北方 275番地 1
理 事	熊 本 健 一	宮崎市大字加江田4327番地
理 事	谷 口 重 信	宮崎市大字熊野 10255番地 1
理 事	蛭 原 久 秋	宮崎市大字熊野 520番地
理 事	佐 藤 律	宮崎市大字熊野 10392番地

理 事	小 倉 俊 博	宮崎市大字加江田6417番地27
理 事	谷 口 忠 公	宮崎市大字熊野9935番地
理 事	川 越 久 男	宮崎市大字本郷南方2691番地 1
理 事	小 田 治	宮崎市東宮 1 丁目 397番地
理 事	新 村 安 健	宮崎市大字郡司分甲 178番地 2
監 事	後 藤 純 夫	宮崎市大字本郷南方3016番地イ号
監 事	日 高 良 文	宮崎市大字鏡洲 372番地

(任期：平成31年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	岩 切 秀 夫	宮崎市大字熊野1399番地
理 事	日 高 勝 敏	宮崎市大字本郷南方2984番地
理 事	佐 藤 律	宮崎市大字熊野 10392番地
理 事	平 木 正 利	宮崎市大字郡司分乙 889番地
理 事	平 原 良 一	宮崎市大字本郷北方 275番地 1
理 事	太 田 和 廣	宮崎市大字本郷北方3734番地 1
理 事	村 吉 昌 人	宮崎市大字田吉1246番地
理 事	谷 口 忠 彦	宮崎市大字加江田3365番地 2
理 事	杉 田 安 士	宮崎市大字加江田4498番地 9

理 事	正 手 秀 人	宮崎市大字本郷北方4342番地19
理 事	川 添 哲 身	宮崎市大字本郷南方2694番地
理 事	由 地 光 行	宮崎市大字郡司分甲2789番地イ号
理 事	河 野 泰 平	宮崎市大字熊野9937番地
理 事	谷 口 弘 身	宮崎市大字熊野9938番地
理 事	蛭 原 久 秋	宮崎市大字熊野 520番地
理 事	久 島 雅 裕	宮崎市大字熊野1662番地
監 事	日 高 良 文	宮崎市大字鏡洲 372番地
監 事	米 良 昇	宮崎市大字郡司分乙 893番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、小丸川土地改良区（高鍋町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成29年 6 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	川 野 文 明	高鍋町大字南高鍋 10132番地 1

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成29年 6 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-27)第3859号	(有)椎屋建設	市田 安	宮崎県宮崎市高岡町浦之名 472-1	一般	土工事業、とび・土工事業、舗装工事、水道施設工事	平成29年 5 月18日付けで廃業した旨の届け	平成29年 5 月18日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-25)第 11001号	(有)住吉造園	笹岡 康則	宮崎県宮崎市大字島之内9481	一般	造園工事	平成29年 5 月10日付けで廃業した旨の届け	平成29年 5 月10日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-26)第 11168号	(有)長沼工務店	興梠 大	宮崎県宮崎市橋通東 2-8-19	一般	大土工事業	平成29年 5 月29日付けで廃業した旨の届け	平成29年 5 月29日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第 11498号	(有)木下建設	木下 健二	宮崎県宮崎市田野町乙 9401-20	一般	土工事業、とび・土工事業、舗装工事	平成29年 5 月12日付けで廃業した旨の届け	平成29年 5 月12日(全廃業)

宮崎県知事許可 (般-26)第 12600号	(株)辺輪興業	辺輪 浩一朗	宮崎県日向市大字財光寺字下ヶ浜1203	一般	とび・土工事業	平成29年5月29日付で廃業した旨の届け	平成29年5月29日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-24)第 13011号	運乗建築	運乗 信博	宮崎県延岡市北浦町古江2106-1	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	平成29年5月8日付で廃業した旨の届け	平成29年5月8日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-25)第 13192号	山下鉄筋工業	山下 修一	宮崎県東臼杵郡門川町東栄町1-3-1	一般	鉄筋工事業	平成29年5月30日付で廃業した旨の届け	平成29年5月30日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-28)第4899号	日建ハウス工業(株)	横山 裕	宮崎県宮崎市大塚町宮田2846-2	一般	左官工事業	平成29年5月31日付で廃業した旨の届け	平成29年5月31日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-28)第5836号	(有)山元工業	山元 徳蔵	宮崎県宮崎市大橋2-114-1	一般	消防施設工事業	平成29年5月17日付で廃業した旨の届け	平成29年5月17日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-24)第 11598号	(有)システム松田	松田 親夫	宮崎県宮崎市清武町加納丙1171-1	一般	消防施設工事業	平成29年5月2日付で廃業した旨の届け	平成29年5月2日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-27)第 13459号	(株)アンドウ器械	安藤 賢一	宮崎県延岡市御本町12-1	一般	管工事業	平成29年5月26日付で廃業した旨の届け	平成29年5月26日 (一部廃業)

## 病院局公告

### 入札公告

一般競争入札を下記のとおり実施する。

平成29年6月29日

県立延岡病院長 柳 邊 安 秀

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 生化学検査システム 一式(設置に必要な工事を含む。)
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成30年3月30日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - ア 平成29年宮崎県告示第137号に規定する資格を有する者で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。
  - イ 薬事法(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。  
エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていないこと。

なお、既に入札参加の申し出を行っている者は、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。

カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとする。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を平成29年8月3日までに県立延岡病院医事・経営企画課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

#### 3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立延岡病院医事・経営企画課財務担当  
延岡市新小路2丁目1-10  
郵便番号 882-0835 電話番号0982(32)6181

- (2) 期間 平成29年6月29日から平成29年8月9日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 4 入札説明書の交付場所及び交付期間
- (1) 場所 県立延岡病院医事・経営企画課財務担当
- (2) 期間 平成29年6月29日から平成29年8月9日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 県立延岡病院医事・経営企画課財務担当
- (2) 提出期限 平成29年8月9日午後5時(送付にあっては、平成29年8月9日午後5時必着)
- (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便に限る。)によること。
- 6 開札の場所及び日時
- (1) 場所 県立延岡病院2階会議室(会議室)
- (2) 日時 平成29年8月10日午後1時30分
- 7 入札保証金
- 入札保証金については、宮崎県病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。
- 8 入札の無効に関する事項
- 宮崎県病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。
- 9 落札者の決定方法
- 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 10 契約に関する事務を担当する部局等
- 県立延岡病院医事・経営企画課財務担当  
延岡市新小路2丁目1-10  
郵便番号 882-0835 電話番号0982(32)6181
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 12 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
Biochemical Inspection Sytem Iset.
- (2) Time Limit for Tender: 5:00p.m. 9 August, 2017
- (3) Contact Point for the Notice: Medical Affairs, Management, and Planning Division, Prefectural Nobeoka Hospital, 2-1-10 Shinkouji Nobeoka City, Miyazaki Prefecture, 882-0835 Japan. TEL:0982-32-6181

### 選挙管理委員会告示

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第31号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の

1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成29年6月19日現在次のとおりである。

平成29年6月29日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬和明

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	18,615人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	216,340人

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第32号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成29年6月19日現在次のとおりである。

平成29年6月29日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬和明

東臼杵郡選挙区 8,162人